【至急回覧願います】 読み終えたら、すぐ回覧にご協力ください。

※用紙の都合上発行部数を少なくしていますので、周りの方にもお知らせください。

市報

ひがしまつしま 号外 災害臨時第5号

市報ひがしまつしま号外

平成23年4月18日発行
編集と発行
東松島市総務課秘書広報班 TEL82-1111
〒981-0503 宮城県東松島市矢本字上河戸36-1
市携帯サイト

◎り災証明書・応急仮設住宅申し込み・被災者生活再建支援制度など災害関係の申請受付時間は、9時～17時です。■問 災害対策本部 TEL 82-1111 内線1437

がんばろう!! ひがしまつしま

■主な内容
震災支援のお知らせ

■代表メールアドレス koho@city.higashimatsushima.miyagi.jp
■市ホームページ http://www.city.higashimatsushima.miyagi.jp/
■市携帯サイト http://www.city.higashimatsushima.miyagi.jp/k/

◎市民課窓口では戸籍謄本・抄本など各種証明書を発行。転入・転居などの受け付けもしています。■問 市民課窓口サービス班 TEL 82-1111 内線1122

被災者生活再建支援制度の申請受付を20日から開始

被災者生活再建支援制度の申請受付を次のとおり実施します。

■**集中受付期間** 4月20日(水)～29日(金・祝)
※集中受付期間以降の申請は、本庁舎2階震災復旧対策室で行います。
■**受付時間** 9時～17時 ■**場所** 日程表のとおり
■**対象** り災証明書により「全壊」・「大規模半壊」に判定を受けた世帯。
その他の対象世帯:①住宅が半壊または住宅の敷地内に被害が生じ、その住宅を「やむを得ず解体」した世帯。 ②災害による危険な状態が継続し、住宅に「居住不能な状態が長期間継続」している世帯。

◆集中受付日程◆

月	日	曜日	該当地区	会 場
4月	２０日	水	矢本東・西、大塩、大曲浜	本庁舎 １階（１０１会議室）
	２１日	木	大曲（大曲浜地区除く）	
	２２日	金	赤井	
	２３日	土	小野	鳴瀬庁舎１階（ロビー）
	２４日	日	野蒜・宮戸	
	２５日	月	矢本東・西、大塩、大曲浜	本庁舎 1階（１０１会議室）
	２６日	火	大曲（大曲浜地区除く）	
	２７日	水	赤井	
	２８日	木	小野	鳴瀬庁舎１階（ロビー）
	２９日	金・祝	野蒜・宮戸	
	３０日以降	土	全地区 本庁舎２階震災復旧対策室で受け付けします（当分の間毎日受け付け）	

■**支給額** ①基礎支援金(被害程度に応じて支給) 「全壊」の世帯は 100万円、「大規模半壊」の世帯は 50万円。 ※半壊などで解体した場合 100万円支給。
②加算支援金(再建方法に応じて支給する支援金) 「建設・購入」は 200万円、「補修」は 100万円、「賃借(公営住宅以外)」は 50万円。
※①② 世帯人数が1人の場合は、支給金額の3/4の額。
■**必要な書類** ①り災証明書 ②振込口座の通帳またはキャッシュカード(通帳などは世帯主のもの。ただし、世帯主が死亡又は行方不明の場合は、世帯の代表者)
③住宅の建設・購入、補修、賃借する場合は、確認できる契約書の写しなど
問 震災復旧対策室 TEL82－1111 内線1422～1425

住宅の応急修理制度の申請受付もあわせて開始

今回の災害で全壊・大規模半壊・半壊した住宅を市が業者に依頼し、一定範囲内で応急修理する制度です。申請内容については、市報ひがしまつしま4月15日号で、お知らせしていましたが、被災者生活再建支援制度の集中受付と合わせ、左記日程のとおり実施します。
■**必要なもの** り災証明書・印鑑 (印鑑がない方は拇印で可)
問 震災復旧対策室 TEL82－1111 内線1422～1425

第1次 応急仮設住宅入居申し込み締め切りは18日まで

応急仮設住宅入居の追加申し込みは25日から

追加受付を行います。ただし、ひびき工業団地およびグリータウンやもとの第一次入居の抽選には入りません。

▲第3次着工で160戸が追加建設予定（大塩グリーンタウンやもと内）

■**対象** 今回の災害で住家が流失・全壊または大規模半壊で、居住する家がなく、自己の資力では住宅の確保が困難な世帯
■**募集住宅** プレハブ住宅、雇用促進住宅、市外の民間賃貸住宅(全て応急仮設住宅の扱い、入居期間は原則2年間)
■**受付期限** 4月25日(月)～5月2日(月) 9時～17時
■**場所** 市役所本庁舎1階 福祉課
■**必要なもの** り災証明書・印鑑 (印鑑がない方は拇印で可)
※応急修理制度を活用し、住宅修理した方は申し込みできません。
※ペットについては要望が多かったため、第1次申し込みから自己責任で衛生管理と近隣トラブルの解決を条件に「可」とします。
問 福祉課福祉総務班 TEL82－1111 内線1172～1174

これからの季節 食中毒に注意しましょう

だんだんと暖かい季節になり、より食中毒への注意が必要な季節になります。家庭などで備蓄している食品の状態を、改めて確認ください。

◎保管場所は
できれば冷蔵庫、なければ涼しい場所に保管し、食品が傷みにくい工夫をしましょう。

◎調理済み食品の取り扱いは
食べ残しの食品は食中毒予防のために、早めに食べきりましょう。

◎消費期限が切れたら
消費期限を過ぎたものは、極力食べない方が良いでしょう。食品の腐敗は、目で見たり、匂いで感じたりする場合もありますが、食中毒菌は五感で判断することはできません。

問 健康推進課健康指導班 TEL82－1111 内線3101

災害弔慰金・災害障害見舞金の申請受付中

災害弔慰金

災害により亡くなられた市民の遺族に対し、支給します。
■**受給遺族** 配偶者、子、父母、孫、祖父母
■**弔慰金額** ア.生計を主として維持していた方が死亡した場合 500万円
イ. その他の方が死亡した場合 250万円

災害障害見舞金

災害により精神や身体的に重度の障害を受けた市民に対し、支給します。
■**受給者** 災害により重度な障害を受けた方
■**弔慰金額** ア. 生計を主として維持していた方が重度の障害を受けた場合 250万円 イ. その他の方の場合125万円

●**支給時期** 未定
●**受付期限** 4月4日(月)～当分の間 9時～17時
●**場所** 市役所本庁舎1階 福祉課
問 福祉課福祉総務班 TEL82－1111 内線1172～1174

災害援護資金貸付の受け付けを開始します

災害で負傷または住居・家財に被害を受けた世帯の世帯主で、一定の所得要件を満たしている方に対し、生活再建の資金貸付を行います(事務所・借家の建物などの事業用財産は対象外)。
■**対象者** 災害により負傷または住宅、家財に被害を受けた方
■**期間** 4月18日(月)～当分の間 9時～17時
■**場所** 市役所本庁舎1階 福祉課
■**貸付限度額** 最高350万円(負傷または住宅の被害程度に応じて)
■**償還期間** 10年(内3年間据置) ■利率 3%
■**連帯保証人** 市内在住の連帯保証人が1人必要です
■**貸付時期** 貸付決定者に直接お知らせします
問 福祉課福祉総務班 TEL82－1111 内線1172～1174

●市報ひがしまつしまは4月から月2回発行になります。次号は5月1日発行予定です。 ■問 総務課秘書広報班 電話82－1111 内線1212